強化指定選手選考規程

特定非営利活動法人

日本パラ・パワーリフティング連盟

（目的）

第１条　この規程は特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下JPPFという）が定める委員会規程「第3条（2）連盟の定める必要各種選出」の内、強化指定選手の選考方法に関し具体的に定めるものである。

（強化指定ランク）

第２条　　ＪＰＰＦはランク数、各ランクの選考要件及びランク別助成内容を毎年度設定・見直し、公表するものとする。

（選考基準）

第３条　強化委員会が強化指定選手の推薦選考を行う際は、次の基準を満たしている選手であることを条件とする。

（１）第2条で定める年度別各ランクの選考要件を満たしている選手

（２）その他、年齢及び性別等から総合的に判断し、次世代を担う選手であると特に認められた選手。

（３）JPPFの行動規範を遵守し、JPPFが指定する指導方法に従い、練習及び合宿等に参加出来る選手。又、自主練習も含め、練習内容をJPPFの求めに応じ報告できる選手。

（選考方法）

第４条　強化委員会は、第３条に定める基準を満たした選手について、次の手順に従って審議、推薦し、理事会の承認をへて強化指定選手が決定される。

（１）強化委員会（委員長1名、副委員長1名、委員3名）は、当該年度の強化指定選手の推薦選考に責任を持って努めるものとする。

（２）強化委員会は、強化指定選手の推薦決定にあたり、当該年度の委員の過半数の出席によって成立した委員会において、出席委員の過半数をもってこれを決する。

（３）強化委員会から推薦された選手を、理事会にはかり、理事会の承認を持って、その年度の強化指定選手と認定される。

（規程の変更）

第5条　この規程は理事会の議決によって変更する事が出来る。

付則

１．この規程は2015年6月21日から施行する。

２．この規定は2019年4月12日から施行する。